

四日市市工事執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市工事執行規程の一部を改正する規程

四日市市工事執行規程（昭和 4 6 年四日市市訓令甲第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、四日市市工事執行規則（昭和 4 6 年四日市市規則第 3 4 号。以下「規則」という。）<u>第 5 5 条</u>の規定に基づき、規則の施行及びこれに付帯する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この規程において使用する用語は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工事担当課長 四日市市役所処務規程（昭和 2 2 年四日市市規程第 4 号）第 1 条に規定する課及び四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和 3 9 年四日市市教委規則第 1 0 号）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、四日市市工事執行規則（昭和 4 6 年四日市市規則第 3 4 号。以下「規則」という。）<u>第 4 9 条</u>の規定に基づき、規則の施行及びこれに付帯する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この規程において使用する用語は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工事担当課長 四日市市役所処務規程（昭和 2 2 年四日市市規程第 4 号）第 1 条に規定する課及び四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和 3 9 年四日市市教委規則第 1 0 号）</p>

第4条に規定する課のうち工事の施工を主管する課の長をいう。

(2) 現場代理人等 現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は専門技術者をいう。

(3) (略)

(指示打合せ記録)

第4条 監督職員は、工事の施工に関する受注者等への指示打合事項を、書面により速やかに工事担当課長に報告するものとする。

(設計図書作成上の留意事項)

第6条 設計図書を作成するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 工事の内容に応じて実地調査を行い、その施工に疑義の生じないよう明確なものとする。

(2)から(4)まで (略)

(5) 工期は、工事の施工に必要なかつ適正な期間とすること。

(6) 工事の施工に必要な土地、水面等の使用、占有その他の利用及び施設等の移転については、工事の施工に支障のないようあらかじめ必要な手続をとること。

(秘密の保持)

第7条 設計図書並びに工事の施工金額及びその内訳を記載した書面について

第4条に規定する課のうち工事の施行を主管する課の長をいう。

(2) 現場代理人等 現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者をいう。

(3) (略)

(指示打合せ記録)

第4条 監督職員は、工事の施行に関する受注者等への指示打合事項を、書面により速やかに工事担当課長に報告するものとする。

(設計図書作成上の留意事項)

第6条 設計図書を作成するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 工事の内容に応じて実地調査を行い、その施行に疑義の生じないよう明確なものとする。

(2) から(4)まで (略)

(5) 工期は、工事の施行に必要なかつ適正な期間とすること。

(6) 工事の施行に必要な土地、水面等の使用、占有その他の利用及び施設等の移転については、工事の施行に支障のないようあらかじめ必要な手続をとること。

(秘密の保持)

第7条 設計図書並びに工事の施行金額及びその内訳を記載した書面について

は、契約が成立するまで秘密とし、直接の関係職員以外の者に漏らしてはならない。

(工事施工決裁)

第8条 工事を施工しようとするときは、予算執行伺書に設計図書を添えて、上司の決裁を受けるものとする。ただし、突発事故その他の事由により特に急施を要する場合は、財政経営部長、財政課長及び調達契約課長に協議し、設計図書に代えて概算仕様書によることができる。この場合において、工事が完成したときは、速やかに精算するものとする。

(予算執行伺書の起案上の留意事項)

第9条 予算執行伺書を起案するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 工事の施工の時期、施設等の移設及び埋設その他工事の施工について関係方面の意見を聞き、その施工について支障のないことを確認すること。
- (2) (略)
- (3) 工事の施工の時期に制約のあるものは、その時期を失しないようにすること。

(契約の請求)

第10条 工事担当課長は、工事の施工

は、契約が成立するまで秘密とし、直接の関係職員以外の者に漏らしてはならない。

(工事施行決裁)

第8条 工事を施行しようとするときは、予算執行伺書に設計図書を添えて、上司の決裁を受けるものとする。ただし、突発事故その他の事由により特に急施を要する場合は、財政経営部長、財政経営課長及び調達契約課長に協議し、設計図書に代えて概算仕様書によることができる。この場合において、工事が完成したときは、速やかに精算するものとする。

(予算執行伺書の起案上の留意事項)

第9条 予算執行伺書を起案するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 工事の施行の時期、施設等の移設及び埋設その他工事の施行について関係方面の意見を聞き、その施行について支障のないことを確認すること。
- (2) (略)
- (3) 工事の施行の時期に制約のあるものは、その時期を失しないようにすること。

(契約の請求)

第10条 工事担当課長は、工事の施行

が決定したときは、予算執行伺書及び設計図書をもって調達契約課長に契約の請求をするものとする。ただし、建築及び営繕工事に係る1件100万円未満の工事及びその他の工事に係る1件50万円未満の工事で随意契約により契約をしようとするものについては、この限りでない。

(監督職員の指名)

第13条 工事担当課長は、前条の契約決定通知書を受けたときは、直ちに当該課の技術職員のうちから工事の監督職員を指名するとともに関係書類を交付して当該工事の施工に必要な事項を指示するものとする。

2 (略)

(工事施工前の措置)

第14条 工事担当課長は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ必要な措置をとるものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 工事の施工に支障となる施設その他に係る防護等を講じる必要があるとき。

(4) 前3号のほか、工事の施工に当たり事前に措置を必要とする事由があるとき。

(工事区域の引渡し等)

が決定したときは、予算執行伺書及び設計図書をもって調達契約課長に契約の請求をするものとする。ただし、建築及び営繕工事に係る1件100万円未満の工事及びその他の工事に係る1件50万円未満の工事で随意契約により契約をしようとするものについては、この限りでない。

(監督職員の指名)

第13条 工事担当課長は、前条の契約決定通知書を受けたときは、直ちに当該課の技術職員のうちから工事の監督職員を指名するとともに関係書類を交付して当該工事の施行に必要な事項を指示するものとする。

2 (略)

(工事施行前の措置)

第14条 工事担当課長は、工事の施行に当たり次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ必要な措置をとるものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 工事の施行に支障となる施設その他に係る防護等を講じる必要があるとき。

(4) 前3号のほか、工事の施行に当たり事前に措置を必要とする事由があるとき。

(工事区域の引渡し等)

第15条 工事担当課長は、工事の請負契約等を締結したときは、直ちに当該受注者等に、工事区域を引き渡し、工事の施工に必要な事項を引き継ぐものとする。

(監督職員の注意義務)

第16条 監督職員は、工事の施工に際し、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 工事が円滑に施工されるよう常に現場の状況等を熟知しておくこと。
- (3) 工事の施工に支障のないよう適切な指示監督を遅滞なく行うこと。
- (4) 工事の施工について紛争等が起こらないよう地元住民等との関係に特に配慮すること。
- (5) (略)

(現場指揮)

第17条 監督職員は、工事の施工に当たり受注者又は現場代理人を工事現場に常駐させ、工事の施工について諸般の指揮に当たらせるものとする。

2 (略)

3 監督職員は、規則第20条第1項又は第20条の2第1項の規定により届出のあった現場代理人等又は管理技術者等が工事の施工上又は管理上不相当と認められるときは、直ちに工事担当課長に報告するものとする。

第15条 工事担当課長は、工事の請負契約等を締結したときは、直ちに当該受注者等に、工事区域を引き渡し、工事の施行に必要な事項を引き継ぐものとする。

(監督職員の注意義務)

第16条 監督職員は、工事の施行に際し、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 工事が円滑に施行されるよう常に現場の状況等を熟知しておくこと。
- (3) 工事の施行に支障のないよう適切な指示監督を遅滞なく行うこと。
- (4) 工事の施行について紛争等が起こらないよう地元住民等との関係に特に配慮すること。
- (5) (略)

(現場指揮)

第17条 監督職員は、工事の施行に当たり受注者又は現場代理人を工事現場に常駐させ、工事の施行について諸般の指揮に当たらせるものとする。

2 (略)

3 監督職員は、規則第20条第1項又は第20条の2第1項の規定により届出のあった現場代理人等又は管理技術者等が工事の施行上又は管理上不相当と認められるときは、直ちに工事担当課長に報告するものとする。

4 工事担当課長は、前2項の規定により報告を受けた現場代理人等又は管理技術者等が工事の施工上又は管理上不適当と認めるときは、受注者等に対し現場代理人等又は管理技術者等の変更を求めることができる。

(工事の委任又は下請負)

第19条 (略)

2 監督職員は、受注者等が工事を施工するために使用している下請負人、再受託者、労働者等(以下「使用人」という。)で、工事の施工上又は管理上不適当と認められるものがあるときは、直ちに工事担当課長に報告するものとする。

3 (略)

(立会い又はその他の方法による確認等)

第21条 監督職員は、規則第24条の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該工事に立ち会うものとする。ただし、やむを得ない事由により立ち会うことができないときは、その都度受注者等に対し、現場写真その他適宜の方法を指示し、その成果を確認するものとする。

(1) (略)

(2) 工期又は施工技術面から判断して、やり直しができない工事を施工するとき。

4 工事担当課長は、前2項の規定により報告を受けた現場代理人等又は管理技術者等が工事の施行上又は管理上不適当と認めるときは、受注者等に対し現場代理人等又は管理技術者等の変更を求めることができる。

(工事の委任又は下請負)

第19条 (略)

2 監督職員は、受注者等が工事を施行するために使用している下請負人、再受託者、労働者等(以下「使用人」という。)で、工事の施行上又は管理上不適当と認められるものがあるときは、直ちに工事担当課長に報告するものとする。

3 (略)

(立会い又はその他の方法による確認等)

第21条 監督職員は、規則第24条の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該工事に立ち会うものとする。ただし、やむを得ない事由により立ち会うことができないときは、その都度受注者等に対し、現場写真その他適宜の方法を指示し、その成果を確認するものとする。

(1) (略)

(2) 工期又は施行技術面から判断して、やり直しができない工事を施行するとき。

2 監督職員は、受注者等が前項に規定する立会いその他の方法による確認を受けないで、当該部分の工事を施工したと認めるときは、工事担当課長の指示のもとに直ちに当該部分を発掘し、又は破壊して検査をすることができる。

(撤去品又は発生品)

第23条 監督職員は、工事の施工に伴い撤去品又は発生品が生じたときは、受注者等からその内容を明らかにした書面を提出させ、意見を付して工事担当課長に報告するものとする。

(改造の指示)

第24条 監督職員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認めるときは、工事担当課長に報告するとともに受注者等に厳重に注意し、直ちに当該箇所の改造を指示するものとする。

(設計図書に係る疑義等)

第25条 監督職員は、別に定めがあるもののほか、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、工事担当課長に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、その事実が軽微なものについては、自らの判断により受注者等に必要事項を指示するとともに、指示した後に、その旨を工事担当課長に報告するものとする

2 監督職員は、受注者等が前項に規定する立会いその他の方法による確認を受けないで、当該部分の工事を施行したと認めるときは、工事担当課長の指示のもとに直ちに当該部分を発掘し、又は破壊して検査をすることができる。

(撤去品又は発生品)

第23条 監督職員は、工事の施行に伴い撤去品又は発生品が生じたときは、受注者等からその内容を明らかにした書面を提出させ、意見を付して工事担当課長に報告するものとする。

(改造の指示)

第24条 監督職員は、工事の施行が設計図書に適合しないと認めるときは、工事担当課長に報告するとともに受注者等に厳重に注意し、直ちに当該箇所の改造を指示するものとする。

(設計図書に係る疑義等)

第25条 監督職員は、別に定めがあるもののほか、工事の施行に当たり次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、工事担当課長に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、その事実が軽微なものについては、自らの判断により受注者等に必要事項を指示するとともに、指示した後に、その旨を工事担当課長に報告するものとする

ことができる。

(1)から(3)まで (略)

(工事の中止等)

第27条 (略)

2及び3 (略)

4 調達契約課長は、前項の報告を受けたときは、工事施工一時中止（再開）通知書又は工事請負契約解除通知書若しくは委託契約解除通知書を受注者等に交付するものとする。

(設計変更)

第28条 監督職員は、工事施工中に設計変更の必要が生じたときは、速やかに工事担当課長に報告するものとする。

2 工事担当課長は、設計変更をしようとするときは、予算執行変更伺書に変更に係る設計図書を添えて、上司の決裁を受けるものとする。ただし、突発事故その他の事由により特に急施を要する場合は、あらかじめ予算執行変更伺書により施工することができる。この場合においては、第8条ただし書を準用する。

3 (略)

(臨機の措置)

第31条 監督職員は、災害の防止その他工事の施工上緊急やむを得ず、受注者等に臨機の措置をとらせる必要があ

ことができる。

(1)から(3)まで (略)

(工事の中止等)

第27条 (略)

2及び3 (略)

4 調達契約課長は、前項の報告を受けたときは、工事施行一時中止（再開）通知書又は工事請負契約解除通知書若しくは委託契約解除通知書を受注者等に交付するものとする。

(設計変更)

第28条 監督職員は、工事施行中に設計変更の必要が生じたときは、速やかに工事担当課長に報告するものとする。

2 工事担当課長は、設計変更をしようとするときは、予算執行変更伺書に変更に係る設計図書を添えて、上司の決裁を受けるものとする。ただし、突発事故その他の事由により特に急施を要する場合は、あらかじめ予算執行変更伺書により施行することができる。この場合においては、第8条ただし書を準用する。

3 (略)

(臨機の措置)

第31条 監督職員は、災害の防止その他工事の施行上緊急やむを得ず、受注者等に臨機の措置をとらせる必要があ

るときは、工事担当課長の指示を受け
るものとする。ただし、工事担当課長
の指示を受ける暇がないときは、適宜
の指示を行い、そのてん末を書面によ
り工事担当課長に報告するものとし
る。この場合において、当該措置が軽
微なものについては口頭によることが
できる。

2 (略)

(精算)

第34条 工事担当課長は、第8条ただ
し書に規定する突発事故その他の事由
により施工した工事又は第27条に規
定する工事の打切り等により精算する
必要が生じたときは、速やかに精算書
を作成して、上司の決裁を受けるもの
とする。

2 (略)

(監督職員の交替)

第38条 工事担当課長は、工事の施工
中において監督職員を交替させる必要
が生じたときは、自ら立会いのうえ、
前任の監督職員から後任の監督職員に
対し、当該工事の関係書類及び必要事
項の引継ぎをさせるものとする。

るときは、工事担当課長の指示を受け
るものとする。ただし、工事担当課長
の指示を受ける暇がないときは、適宜
の指示を行い、そのてん末を書面によ
り工事担当課長に報告するものとし
る。この場合において、当該措置が軽
微なものについては口頭によることが
できる。

2 (略)

(精算)

第34条 工事担当課長は、第8条ただ
し書に規定する突発事故その他の事由
により施行した工事又は第27条に規
定する工事の打切り等により精算する
必要が生じたときは、速やかに精算書
を作成して、上司の決裁を受けるもの
とする。

2 (略)

(監督職員の交替)

第38条 工事担当課長は、工事の施行
中において監督職員を交替させる必要
が生じたときは、自ら立会いのうえ、
前任の監督職員から後任の監督職員に
対し、当該工事の関係書類及び必要事
項の引継ぎをさせるものとする。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(総務部調達契約課)